

令和7年度チャレンジマインド・スキル研修業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

富山県職員研修所研修の見直しの一環として、令和7年度から新たにチャレンジマインドを醸成し、チャレンジスキルを学ぶ研修を単位制研修で実施することとしており、この要領は、チャレンジマインド・スキル研修（「レジリエンス研修」「デザイン思考研修」「公共マーケティング研修」の3つの研修）業務をまとめて委託する事業者を公募により選定するために必要な事項を定めるものである。

なお、企画提案書等の作成にあたっては、令和6年2月に富山県が策定した「富山県職員人材育成・確保基本方針」、同年3月に本県職員が中心となって策定した「富山県職員行動指針」を踏まえたものとすること。（「富山県職員行動指針」では、5つの行動指針の中で「チャレンジ」することを位置付けている。）

【富山県職員人材育成・確保基本方針】

<https://www.pref.toyama.jp/1104/kensei/shokuin/shokuin/jinzaikusei.html>

【富山県職員行動指針】

https://www.pref.toyama.jp/1021/pref_toyama_value/value.html

【参考：令和6年度職員研修実施計画】

<https://www.pref.toyama.jp/documents/15579/06keikaku.pdf>

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和7年度チャレンジマインド・スキル研修業務

（「レジリエンス研修」「デザイン思考研修」「公共マーケティング研修」の3研修）

(2) 業務の内容

別紙1 「令和7年度チャレンジマインド・スキル研修業務仕様書」（以下「仕様書」という。）
のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から最後に実施する研修の日まで

(4) 契約上限額

金905千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※ 経費見積書の金額が、上限額を超過した場合は失格とする。また、この上限額とは別に契約手続きにおいて予定価格を設定する。

3 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての項目を満たす個人又は法人若しくは団体（以下「単独法人等」という。）又は複数の法人等で構成する共同企業体とする。

(1) 単独法人等

- ① 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制を有すること。
- ② 富山県職員研修所（以下「研修所」という。）又はオンラインで行う打合せ等に常時参加できる体制を整えていること。
- ③ 本プロポーザルへの参加に必要な諸手続に遗漏がないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- ⑥ 本プロポーザルの募集開始の日から採用者決定の日までの間に、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- ⑦ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- ⑧ 本店及び県内に所在する事業所等が都道府県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑨ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ・ 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ・ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
 - ・ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者
 - ・ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - ・ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
 - ・ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
 - ・ 風俗営業等の規制又は業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
 - ・ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
 - ・ 民法（明治29年法律第89号）第20条第1項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保

佐人、被補助人又は未成年者)

- ・禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

(2) 共同企業体

- ① 各構成員が（1）①から⑨に掲げる全ての項目を満たしている者であること。
- ② 共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること。
- ③ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。
- ④ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独法人等又は他の共同企業体の構成員ではないこと。
- ⑤ 次の事項を定めた共同企業体に係る協定書を締結していること又は本事業の委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること

ア 目的	イ 共同企業体の名称	ウ 構成員の名称及び所在地
エ 代表者の名称	オ 代表者の権限	カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率
キ 構成員の責任	ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置	
ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置		
コ 解散後の瑕疵担保責任	サ 取引金融機関	シ その他必要な事項

4 参加手続

(1) プロポーザルへの参加申込み

プロポーザルへの参加を希望する場合は、プロポーザル参加申込書（様式1）及び会社概要（様式2）を令和6年12月20日（金）17時までに電子メールにより送付すること。

(2) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式3）により電子メールにて、令和6年12月20日（金）17時まで受け付ける（質問への回答は、原則、すべての参加者に周知する）。

(3) その他

- ① プロポーザル参加申込書、会社概要及び質問書の提出先は「10 問い合わせ先」に同じ。
- ② 電子メール送信後、必ず電話で到達の確認をすること。

5 企画提案書の提出

(1) 提出書類

下記の書類（A4版、PDFファイル）を、電子メールで提出すること。必要に応じて追加資料の提出を依頼することもある。

① 企画提案書（様式4）

- ・研修ごとに作成すること。企画の意図、手法などの提案内容がわかるようにすること。

② 研修用テキストの見本（様式任意）

- ・別紙仕様書を参照のうえ、提案すること。

- ・研修ごとに作成すること。

③ 経費見積書（様式任意）

- ・研修ごとの経費がわかるように記載すること。
- ・講義料、テキスト代、交通費、宿泊料、その他経費の内訳がわかるように記載すること。

④ 実施体制（様式任意。業務を実施するための実施体制及び配置担当者等）

(2) 提出期限

令和7年1月10日（金）17時まで

(3) 提出方法

- ① 提出先 「10問い合わせ先」に同じ。
- ② 提出方法 電子メール E-Mail: ashokuincareer@pref.toyama.lg.jp

※電子メール送信後、必ず電話で到達の確認をすること。

6 委託候補者の決定

(1) 審査方法

提出された企画提案書等の内容を総合的に書面により審査し、本事業の実施に適切な者を委託候補者として採用する。なお、必要に応じて個別にヒアリングを行う場合がある。

(2) 審査基準

別紙2「令和7年度チャレンジマインド・スキル研修業務企画提案に係る審査基準」のとおり

(3) 結果通知

審査結果は、プロポーザル参加者に直接通知するとともに、以下の事項については、富山県ホームページで公表する。なお、審査結果に対する異議申立てはできないものとする。

- ・応募状況
- ・選定した契約候補者の名称
- ・選定理由

7 契約の相手方の決定方法

(1) 県は、契約先候補者と業務履行に必要な具体的協議を行い、協議が調った場合は、契約先候補者から改めて見積書を徴収し、内容を精査のうえ、富山県会計規則第101条の規定により定められた予定価格の範囲内で、随意契約による委託契約を締結する。（富山県令和7年度当初予算の成立を条件とする。）

(2) 契約先候補者と協議が調わない場合は、同候補者の次に総合点が高かった提出者と改めて協議を行うこととする。

8 その他

- (1) 提案は参加者1者につき、1案とする。
- (2) 本プロポーザル参加に要する全ての費用は、参加者負担とする。

- (3) 提出された企画提案書等の返却は行わない。また、提出後の差替え、追加及び削除は認めない。
- (4) 委託料には、打合せに要する費用、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとする。
- (5) 参加申込み後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和7年1月8日（水）17時までに辞退届（任意様式）を提出すること。
- (6) 次に掲げる者の提案は無効とする。
- ・対象の3つの研修のうち、1～2つの研修しか提案しなかった者
 - ・所定の日時、場所において提出すべき書類を提出しなかった者
 - ・本プロポーザルに関する条件又は指示事項等に違反した者
- (7) 受託者は、委託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (8) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、別紙仕様書に記載のない事項についても、新たな提案を妨げるものではない。
- (9) 業務の実施にあたり、第三者（富山県及び受託者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じること

9 今後のスケジュール

公募開始（ホームページに実施要領等掲載）	令和6年12月6日（金）
参加申込締切	令和6年12月20日（金）
質問書提出締切	令和6年12月20日（金）
辞退届提出締切	令和7年1月8日（水）
企画提案書等提出締切	令和7年1月10日（金）
書面審査	令和7年1月中旬
審査結果通知	令和7年1月下旬
契約締結	令和7年4月以降

10 問い合わせ先

富山県経営管理部職員キャリア開発支援センター職員研修所 浅野

〒930-0002 富山市新富町1-2-3

（12月27日までは、〒930-8501富山市新総曲輪1-7）

TEL 076-432-4974 FAX 076-432-9954

E-mail ashokuincareer@pref.toyama.lg.jp